

令和3年度 第一部会技術分科会 活動報告（概要）

令和4年7月
一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 委員会

(1) 委員構成

17社18名で構成 ※令和4年3月末時点（前年比 -1）

(2) 開催回数

定例会（原則1回/月）9回+合同委員会0回=計9回 ※定例会は3回休会

2. 審議・確認事項

(1) 住宅用スプリンクラー設備等の周知と普及を目指した活動（継続中）

後掲の住宅防火対応WG報告を参照のこと。

(2) 重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針策定に係る協力者会議（了）

文化庁の要請により、重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針策定に係る協力者会議にオブザーバーとして委員を派遣、令和2年度から令和3年度にかけて計6回の会議が開催され、当部会は水系消火設備・連結散水設備・連結送水管・ドレンチャー設備・放水銃についての検討協力を行った。結果は「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針の策定について（通知）」（令和3年12月8日付け3文資活第61号）として発出された。

(3) ハウジング形継手の軽易耐熱性適用範囲拡大の件（継続中）

ハウジング形継手を湿式配管に用いる場合における軽易耐熱性試験の適用範囲（※）の問題について、引き続き検討を行っている。平成29年10月11日に消防庁を訪問、基準の改正等について相談した結果、ご検討頂けることになったが、その後、災害等の緊急対応が続き、令和3年度も進展が無かった。本件、告示基準に関する事項なので、消防庁への相談を継続していく予定としている。

※現在の告示基準では、湿式スプリンクラー設備の有効範囲内に設置する場合のみ軽易耐熱性試験が適用可能となっている。この湿式スプリンクラー設備と同じような配管環境、つまり常に水が満たされている配管環境となる泡消火設備の一斉開放の一次側等に設置する場合は、軽易耐熱性試験が適用されない。

(4) リチウムイオン蓄電池の安全性に係る消火実験の件（継続中）

消防庁の要請により、リチウムイオン蓄電池の安全性に係る消火実験を支援中。目的はスプリンクラー設備を設けることで、保管基準（面積や積み上げ高さ等の制限）を緩和すること。令和4年度中に終了させる計画となっている。

(5) その他

- ・ダクト等で使用する感熱開放継手に関する審議依頼（会員からの依頼）
- ・公共建築工事標準仕様書改訂案の審議（国交省からの依頼）
- ・東京消防庁予防事務審査・検査基準改訂要望の審議（第一部会活動）
→東京消防庁に申し入れた結果、令和4年1月と5月の改訂で反映された。
- ・屋内消火栓設備等工事基準書改訂案の審議（工事基準書改訂WG1からの依頼）
- ・BIM: Building Information Modeling についての会員各社状況確認（会員からの依頼）

3. 関連作業部会

①設計・工事基準書改訂 WG1 （屋内消火栓設備等設計・工事基準書）

- ・委員構成（9社9名）
- ・会議開催回数：6回（メール審議1回含む）
- ・令和4年度の発刊に向けて、令和3年度中にWG内での最終確認を終え事務局に提出済。
事務局内にて最終確認中。

②住宅防火対応 WG

- ・委員構成（12社13名）
- ・会議開催回数：2回
- ・住宅用スプリンクラーの普及と、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型の住宅火災への有効性について、行政や認証機関のお墨付きを得るための検討を継続中。

以 上